

## 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」（二次募集）申請について

申込みは大学を通じて行い、採用されると日本学生支援機構から支給（振込）されます。「学生等の学びを継続するための緊急給付金」申請の手引き（学生・生徒用）

[https://www.mext.go.jp/content/20211220-mxt\\_gakushi01-000019539\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211220-mxt_gakushi01-000019539_1.pdf)

をよく確認したうえで申請してください。

※ 2021年12月10日に日本学生支援機構から給付奨学金が振り込まれた方については、申請不要で本給付金が既に振り込まれています。二次募集への申請はできません。

※ 一次募集で申請書類を持参提出した方についても、二次募集への申請はできません。

※ 一次募集で、Googleフォームに入力したのみで申請書類を持参提出していない方は、再度申請する必要があります。

### [1] 支給対象者の要件

#### 1. 以下の①～⑤を満たす者

①原則として自宅外で生活している。（※1）

（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象）

②家庭からの多額の仕送りを受けていない。（※2）

③家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない。

④新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けており（※3）、

1) ~3) のいずれかの状況となっている。

1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している。

2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し（※4）、その状況が本年度になっても改善していない。

3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている。

⑤既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす。

1) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者。

2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者。

3) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者。

2. 上記1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認め推薦する者

- (※1) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類(アパート等の賃貸借契約書のコピー等)の提出が必要です。
- (※2) 自宅外で生活する者において、家庭からの多額の仕送りを受けるとは、本学の年間学費と家賃を念頭に、家庭からの仕送り額年間 210 万円以上 (授業料を含む 入学金を含まない)を目安とします。  
※本給付金の趣旨に基づき、推薦者を総合的に判断するため、仕送り額(目安)は本学独自に定めています。
- (※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。
- (※4) 2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

## [2] 支給金額

10万円

## [3] 申請書類

『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)をよく確認して、以下(1)～(5)の書類を提出してください。

※(1)(2)(3)(4)については、それぞれA4用紙1枚に印刷してください。

### (1) 学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書【様式1】

→大学が推薦するにあたって配慮する事情がある場合は、3. 申し送り事項に記入すること。

(「申請の手引き」5ページ参照)

### (2) 通帳やキャッシュカードの写し(振込口座名義[カタカナ氏名])と口座番号が分かるページ)

### (3) 学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】

### (4) 「支給要件を満たすことを証明する書類」説明資料【様式A】

### (5) 支給要件を満たすことを証明する書類

→仕送り金額やアルバイト収入の証明書類(預金通帳の写し、給与明細等)には、

- ①申請に該当する項目・金額にマーカーを引き、
- ②審査する人が内容を理解できるように説明文を記載してください。(「申請の手引き」6ページ参照)

※書類は黒のボールペンで記載してください。鉛筆やシャープペンシル、消せるボールペンの使用は不可です。

※支給後に申請書類に虚偽があることが判明した場合は全額返金しなければなりません。

## [4] 提出方法

必要書類を「レターパックライト」を使用して郵送してください。

## [5] 提出先

(日本人学生) 〒192-0394 東京都八王子市鎌水 2-1723

多摩美術大学学生部奨学課「学び継続緊急給付金」係

(外国人留学生) 〒192-0394 東京都八王子市鎌水 2-1723

多摩美術大学国際交流センター「学び継続緊急給付金」係

[6] 受付期間

2022年2月7日(月)～2月14日(月) ※2/14必着とします。

[7] 結果通知

支給の決定については特に通知しません。口座への振込みをもって、支給決定の通知に代えます。

[8] 注意事項

- ・申請者全員が給付の対象となるわけではありません。申請書類を基に推薦者を総合的に判断します。選考内容のお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。
  - ・申請書類に不備があった場合は確認の為、個別に連絡いたします。CampusSquareの電話番号及びメールアドレスについて、最新のものに更新しておくようにしてください。また、対応に時間がかかりますので、早めに書類を用意し、提出するようにしてください。なお、不備の解消に時間がかかる場合は、次回以降の応募(予定)にて推薦することがあります。
  - ・「申請の手引き」6ページに(任意)及び(提出可能な場合)と記載されている書類(仕送り額がわかる預金通帳等の写し、アルバイト先からの給与明細または振込口座預貯金通帳の写し等)についても、審査上必要となりますので、要件に該当する必要書類は可能な限り提出してください。
  - ・以下の学生については、支給対象者とはなりません。
    - (1) 非正規生(研究生、科目等履修生)
    - (2) 日本政府(文部科学省)奨学金留学生[国費外国人留学生]、外国政府の経費負担により日本に派遣される外国人留学生
- ※「外国政府」とは、当該国の各省庁及びその業務を担う公的機関を含み、「経費」とは日本留学にかかる生活費、学費、渡航費をいいます。